

平成 2 2 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	環境省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）に係る特例措置の適用期限の延長 ・特例措置の内容 廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）制度に基づく積立金の損金算入等。 		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項、第 72 条の 12、第 72 条の 18、第 72 条の 23、第 72 条の 24 の 7、 第 292 条第 1 項、第 314 条の 4 租税特別措置法第 20 条の 3、第 55 条の 7、第 68 条の 46、租税特別措置法施行令第 12 条、第 32 条の 8、第 39 条の 47		
要望理由	維持管理積立金は将来において発生する費用に対して積立てを行うものであり、廃棄物の埋立を行うことによる収益の発生する時期と、費用が発生する時期が一致しない。しかし、維持管理積立金は最終処分場の埋立終了後、浸出液の処理等の維持管理を行うために取り戻して使用するものであり、積立金を損金又は必要経費に算入することにより、積立ての円滑な実施を図ることが適正である。		
減収見込額	（初年度） - （ 1 , 1 2 8 ） （平年度） - （ 1 , 1 2 8 ） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置	
	20 年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置	
過去の要望経緯	平成 10 年度から国税において措置。 平成 12、14、16、18、20 年度税制改正において、それぞれ 2 年間の延長が認められた。		
本要望に対応する縮減案			